

斎場解雇撤回・高裁控訴審判決を弾劾する

反動判決を許さず原告団と共に闘い抜こう！

港合同執行委員 KK

大阪市は、二〇一〇年五月に、「心付け」を葬儀業者から受け取ったとして、懲戒免職一〇名、停職十一名を含む四二名

にのぼる斎場労働者の懲戒処分を行いました。処分の根拠とされた環境局内調査では、担当課長の暴言で精神疾患を発病する仲間が出るなど、団結破壊・人権侵害の強権的な調査が行われました。

また、当局は大阪府警察捜査二課をひきこみ、警察権力の不当な職場介入と強圧の中で調査は強行

されました。このような大阪市環境局の人権侵害・団結破壊に抗議して、最年長の斎場労働者が自殺しました。

懲戒解雇された九名の斎場労働者全員が、解雇撤回を求めて大阪地裁に提訴し、港合同は故・大和田事務局長を先頭に全面的に支援・共闘してきました。

逆転判決で懲戒免職を維持する高裁の意思

斎場解雇は、平松市長時代に、一万人削減とそ

のため職場団結破壊・組合つぶしのため見せました。そして昨年五月、懲戒処分取消しの判決をかちとりました。

追いつめられた大阪府は控訴し、橋下辞任は打倒情勢の真っ只中で、支配階級の意思を体現した大阪高裁・金子順一裁判長は、地裁判決取消しは懲戒免職有効の驚くべき反動判決を下しました。

しめ的に強行された処分であった。

橋下登場による、より凶悪凶暴な首切りと組合



2/20公判前、市役所での街宣

破壊攻撃の中で、これを迎え撃つ決定的な闘いとして斎場解雇撤回闘争は立ち上がった。

斎場原告団は、橋下による二〇一二年冒頭からの労使関係アンケート、卒業式不起立者処分、入墨調査拒否者処分などの攻防と一体で、官民あげて労働組合として橋下と

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！

対決する最前線の闘いとなった。だからこそ、橋下辞任⇨打倒情勢の中で反転攻勢に立ちあがる官民の労働者全体に対する反動攻撃として、逆転判決が高裁によって強行された。懲戒免職に対して

密告減刑条例⇨特高型労務支配

また、逆転判決の重要なねらいの一つは、「密告者への処分軽減」という特高型労務支配の貫徹だ。密告して仲間を売れば処分は軽くしてやるということが大阪市職員基本条例には明記されている。

二〇一二年六月施行の大阪市職員基本条例二八

真つ向から団結して立ち向かい、本庁前にも登場して堂々と宣伝戦を展開する原告団・支援一体となった闘いが、橋下に対する怒りの反転攻勢の突破口となることへの支配階級の恐怖と反動である。

条の四は処分の軽減や免除を規定しているが、その要件として

(3) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自的に申し出たとき

(4) 職員が任命権者の行う調査に積極的に協力したときその他自らの非違行為に関連する不祥事案の全容解明に

寄与したときと明記されている。

斎場処分では「心付け」復活を主導した職制が懲戒免職を免れている。

条例に明記された「自立的」「協力」「解明に寄与」とは、「仲間を売り職場の団結をズタズタにすることによって自分だけは助かろう」という者を生み出し、けしかける意図をあげすけに打ち出している。

斎場原告団の存在と闘

処分追認を大前提とする反動判決

高裁判決は二つの最高裁判決を挙げている(判決文P九)。

これは七〇年闘争のた

いは、このような仲間を売ることをけしかけるといふ卑劣で脆弱な手法しか考えつかない橋下労務支配の弱点を撃ち真つ向から立ち向かった。

高裁判決が、一方で九人の懲戒免職を正当と強弁しつつ、他方で懲戒免職にならなかつた者はそれはそれで正当なのだ必死に述べている(判決文P二四)意味はここにある。

だなかでの労働運動事件である神戸税関事件と伝習館高校事件についての判決である。

そのポイントは、「懲戒処分可否については、職場を熟知し職員を指揮監督する者の裁量に任せざるべきであり、裁判所が一から判断しなおすべきではない。裁量権行使が著しく社会通念上の妥当を欠き濫用されていない限り、処分を違法と判断すべきではない」というものである。

この判例はたしかに多くの公務員労働者の処分撤回闘争に対する反動の砦の役割を果たしてきた。だが重要なのは、それでも公務員労働者の処分撤回闘争が全国津々浦々で絶えることなく不屈に闘われていふことだ。

判決直後に誰もが「処分ありきの判決だ」と怒りと驚きの声を上げたが、まさに高裁は行政による懲戒処分については、民間の解雇権濫用法理よりもより労働者にとって高

処分撤回！官民労働者の団結で橋下にトドメをさそう

橋下市長の団結権侵害に対して大阪府労働委員会はすでに七件の救済命令を発しています。

また、大阪市立小学校の卒業式不起立処分に対する人事委員会闘争、入墨調査拒否被処分者六人が人事委員会闘争・裁判闘争に立ちあがっています。

港合同は、これまでも

いハードルを設けてきた。それはまさに今日に至るまで、処分撤回闘争をふくむ公務員労働運動の団結と闘いを突き崩せていないからだ。

一人の労働者の闘いであっても軽視せず、全力で支援・連帯を取り組んできました。また官民連帯・

地域共闘の思想で闘い、特に大阪市の団結権侵害・労働組合つぶしに対して、困難な中で立ち上がる労働者へ惜しみない支援と連帯を表明してきました。

故大和田事務局長の生前最後の講演となった

「団結権とは如何なるものか」の提起を遺言として、一丸となってこの道を進んでいかなければならないと思います。

我が港合同は労働運動の未来をかけて、最高裁上告を決断し、不当処分・不当判決に立ち向かう齋場労働者と固く団結し、勝利の日まで共に闘うことを決意する。

港合同レインボー分会 労働委員会(調査)日程

■4月14日(月) 11時～

■5月21日(水) 11時～

組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！